子ども・子育て支援新制度

＜令和元年１０月～　就学前の子どもの教育・保育＞

子ども・子育てをめぐる様々な課題を背景に、安心して子育てできる環境づくりを進めるために、平成２４年８月に**「子ども・子育て支援法」**が成立しました。
この法律とその他関係する法律に基づき、幼児期の教育や保育、子育て支援の充実を図る**「子ども・子育て支援新制度」**が平成２７年４月からスタートしました。
さらに令和元年１０月からは、新たな給付制度の創設とともに３～５歳の「幼児教育・保育の無償化」が実施されます。

パンフレットに出てくる用語解説



「保育を必要とする事由」とは

- ●就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など）
- ●妊娠、出産
- ●保護者の方の疾病、障害など
- ●同居または長期入院している親族の介護・看護
- ●災害復旧
- ●求職活動
- ●就学（職業訓練校などでの職業訓練を含む）
- ●虐待や DV のおそれがあること

◎ 質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供
◎ 保育の量的拡大・確保
◎ 地域の子ども・子育て支援の充実

これらの課題に対して様々な取組をすすめていきます。

小 田 原 市

令和元年７月１日作成
令和８年 10 月１日改訂

１．教育・保育の利用にあたり、２つの給付制度ができました



令和元年１０月からの新制度では、利用する施設やサービスによって、受けることのできる給付が２つに分かれます。
給付を受けるためには、それぞれの給付の区分で認定を受ける必要があります。

公立幼稚園は、新制度の対象施設に移行しましたので、新制度の仕組みの中で運営が行われます。
私立幼稚園については、新制度に移行するか、従来の制度のまま継続するか、それぞれの園が決定します。
市内の私立幼稚園１０園のうち、平成２８年度から御濠端幼稚園、平成２９年度からは花園幼稚園が新制度に移行しています。（令和元年１０月時点）

給付	施設・サービス	特色	教育・保育の対象年齢	保育時間	給付対象	給付認定	無償化について
子どものための教育・保育給付	幼稚園（新制度移行園）	小学校以降の教育の基礎をつくるため幼児期の教育を行う	３～５歳 ※公立は４～５歳	昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園により教育時間前後の預かり保育などを実施	基本的な教育・保育に係る費用	１号認定	３～５歳児クラスの月額保育料について全額無償 ０～２歳児クラスで住民税非課税世帯の子どもの月額保育料について全額無償
	認可保育所	就労などのため、家庭で保育のできない保護者に代わって保育し、養護と教育を一体的に行う施設	０～５歳	夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施		２号・３号認定 （保育の必要性あり）	
	認定こども園（幼稚部）	幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持つ施設	３～５歳	昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園により教育時間前後の預かり保育などを実施		１号認定	
	認定こども園（保育部）		０～５歳	夕方までの保育		２号・３号認定 （保育の必要性あり）	
	小規模保育事業	就労などで保育が必要な場合に、定員６～１９人の少人数で、きめ細かな保育を実施	０～２歳	夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施			
子育てのための施設等利用給付	幼稚園 （新制度未移行園）	小学校以降の教育の基礎をつくるため幼児期の教育を行う	３～５歳	昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園により教育時間前後の預かり保育などを実施	基本教育課程の時間の利用料	１号認定 ２号認定 ３号認定	月額 25,700 円（R8.10～28,000 円）を上限に無償
	幼稚園・認定こども園（幼稚部）の預かり保育	基本的な教育課程の時間の前後で家庭において保育を受けることが一時的に困難となった子どもについて一時的に預かり、必要な保育を実施	３～５歳	幼稚園・認定こども園（幼稚部）の基本教育時間の前後に行っている預かりのサービス	預かり保育の利用料	２号認定 （保育の必要性あり・３～５歳児） ３号認定 （保育の必要性あり・０～２歳児の住民税非課税世帯のみ）	次の金額を上限に利用量に応じて無償 ２号認定…月額 11,300 円 （R8.10～12,300 円） ３号認定…月額 16,300 円 （R8.10～17,700 円）
	認可外保育施設 （県に届出をしているもの）※企業主導型保育を除く。	県の認可は受けていないが、届出をしている保育施設	施設毎に設定	各施設で設定する時間の保育を実施 施設によっては、月極利用のほか一時的な利用も可能	施設・サービスの利用料		次の金額を上限に無償 ２号認定…月額 37,000 円 （R8.10～40,300 円） ３号認定…月額 42,000 円 （R8.10～45,700 円） ※企業主導型保育は標準的な利用料が無償化される予定（３～５歳）
	ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生などの児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動を実施	０歳～小学校６年生 ※無償化は就学前まで	午前６時から午後１０時までの時間帯で援助が必要な時間			
	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった子どもについて保育所などで一時的に預かり、必要な保育を実施	施設毎に設定	各施設で設定する時間の保育を実施			
	病児・病後児保育事業	病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等で、看護師等が一時的に保育等を実施	０～５歳	夕方までの保育			
	特別支援学校（幼稚部）	※詳細は、市にお問い合わせください。					

子育てのための施設等利用給付の対象施設について、給付認定を受けていなくても、利用自体はできます。
（施設との直接契約）
※無償化のためには給付認定が必要

※ 実際に教育保育を行う対象年齢は、施設・事業者により異なります。
※ 新制度では「地域型保育」という事業形態があり、小規模保育事業以外に、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育がありますが、本市での実施は未定です。
※「子育てのための施設等利用給付」は、最終的に市で対象施設として「確認」が完了したものが対象になります。

２　子どものための教育・保育給付の認定について

新制度では、幼稚園、保育所などの利用にあたり**「必要性の認定制度」**が導入されました。幼稚園（新制度移行園）、保育所、認定こども園、地域型保育（小規模保育事業など）の利用を希望される保護者の方は、就労状況やニーズに応じた「子どものための教育・保育給付」の認定を受けていただき、それに応じて施設・事業を利用していただきます。

なお、認定は次の３区分となります。

（１）　３つの認定区分

◆１号認定　教育標準時間認定




お子さんが満３歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合
利用にあたっては、特に要件などはありません。

●[主な利用先]　幼稚園（新制度移行園）、認定こども園（幼稚部）

◆２号認定　満３歳以上・保育認定

お子さんが満３歳以上で、**「保育を必要とする事由**（表紙参照）**」**に該当し、保育所等での保育を希望される場合

●[主な利用先]　保育所、認定こども園（保育部）



◆３号認定　満３歳未満・保育認定

お子さんが満３歳未満で、**「保育を必要とする事由**（表紙参照）**」**に該当し、保育所等での保育を希望される場合

●[主な利用先]　保育所、認定こども園（保育部）、小規模保育事業等

（２）　保育の必要量に応じた区分

３つの認定区分のうち、２号認定または３号認定を受ける方は、保育の必要量によって、さらに、**「保育標準時間」**と**「保育短時間」**のいずれかに区分されます。

「保育標準時間」利用

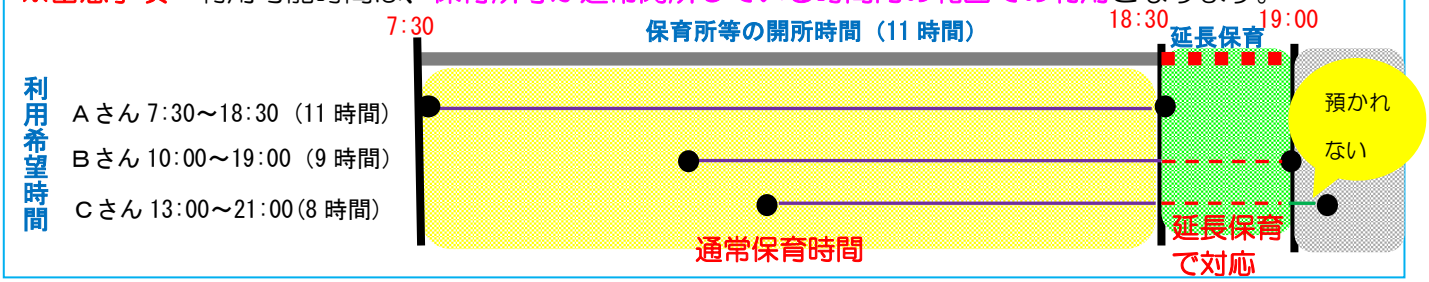
主に、フルタイム勤務を想定した利用。利用可能時間はおおむね最長 11 時間。

「保育短時間」利用

主に、パートタイム勤務を想定した利用。利用可能時間はおおむね最長８時間。

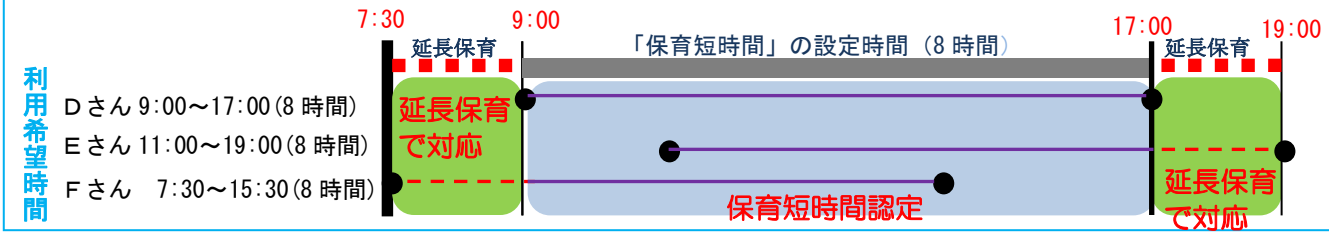
＜「保育標準時間」利用の場合＞

※留意事項　利用可能時間は、保育所等が通常開所している時間内の範囲での利用となります。



＜「保育短時間」利用の場合＞

※留意事項　利用可能時間は、保育所等が定める「保育短時間」の設定時間内での利用となります。



※　この図での開所時間や、「保育短時間」の設定時間は一般的な例です。実際の時間は、園によって異なりますので、ご注意ください。

※　延長保育については、別途料金がかかります。延長保育実施状況は園によって異なります。

※　また、この図は、利用希望時間と開所時間、「保育短時間」の設定時間の関係を説明したもので、実際に園を利用する場合は、好きな時間に登園してよいわけではなく、園で定めた時間までに登園する必要があります。

3　子どものための教育・保育給付　保育料について　（令和元年１０月～）

3号認定月額利用者負担（ひとり親等以外の世帯）

階層区分			3号認定利用者負担（3歳未満）	
			保育標準時間（１１時間）	保育短時間（8時間）
A	生活保護法による被保護世帯		0円	0円
B	A階層を除き市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	非課税世帯	0円	0円
C１		均等割の額のみ	9，300円（4，600）	9，100円（4，500）
C２	A階層を除き市町村民税の所得割額の区分が次の区分に該当する世帯	１０，０００円未満	11，400円（5，700）	11，200円（5，600）
C３		１０，０００円以上４８，６００円未満	13，000円（6，500）	12，800円（6，400）
C４		４８，６００円以上５７，３００円未満	16，000円（8，000）	15，700円（7，800）
C５		５７，３００円以上６７，５００円未満	18，500円（9，200）	18，200円（9，100）
C６		６７，５００円以上７７，７００円未満	21，500円（10，700）	21，100円（10，500）
C７		７７，７００円以上８７，９００円未満	25，500円（12，700）	25，100円（12，500）
C８		８７，９００円以上９７，０００円未満	29，500円（14，700）	29，000円（14，500）
C９		９７，０００円以上１２３，３００円未満	32，500円（16，200）	31，900円（15，900）
C１０		１２３，３００円以上１４８，５００円未満	36，000円（18，000）	35，400円（17，700）
C１１		１４８，５００円以上１６９，０００円未満	40，000円（20，000）	39，300円（19，600）
C１２		１６９，０００円以上２２４，４００円未満	44，000円（22，000）	43，300円（21，600）
C１３		２２４，４００円以上２６６，２００円未満	48，000円（24，000）	47，200円（23，600）
C１４		２６６，２００円以上３０１，０００円未満	52，000円（26，000）	51，100円（25，500）
C１５		３０１，０００円以上３４９，０００円未満	56，000円（28，000）	55，000円（27，500）
C１６		３４９，０００円以上３９７，０００円未満	60，000円（30，000）	59，000円（29，500）
C１７		３９７，０００円以上	64，000円（32，000）	62，900円（31，400）

【C1～C5階層（所得割が57,700円未満の世帯に限る。）】
保護者と生計を一にする子（年齢上限なし）のうち、年齢の高い児童から左の金額、２人目は半額（カッコ内の金額）、３人目以降は０円

【C5～C17階層（所得割が57,700円以上の世帯）】
同一世帯に、「対象施設（※1）」に入所または支援を受けている就学前児童がいる場合は、その子のうち年齢の高い児童から１人目は左の金額、２人目は半額（カッコ内の金額）、３人目以降は０円

※　年齢は入所している年度の4月１日時点の年齢で決定します。年度の途中で年齢が変わって、３号認定から２号認定に切り替わっても、その年度内は３号認定の保育料のまま変わりません。

※　この表の市民税の額は、4月～8月分保育料については、世帯の前年度の市民税額の年額、9月～3月分保育料については、世帯の当年度市民税額の年額となります。（配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、市町村等に対する寄付金控除等の税額控除の適用はありません。）

※1　【対象施設】
・認可保育所　・幼稚園　・認定こども園　・地域型保育事業　・特別支援学校幼稚部
・児童心理治療施設　・児童発達支援センター　・企業主導型保育事業

3号認定月額利用者負担（ひとり親等に該当する世帯）

階層区分			3号認定利用者負担（3歳未満）	
			保育標準時間（１１時間）	保育短時間（8時間）
A	生活保護法による被保護世帯		0円	0円
B	A階層を除き市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	非課税世帯	0円	0円
C１		均等割の額のみ	4，600円	4，500円
C２	A階層を除き市町村民税の所得割額の区分が次の区分に該当する世帯	１０，０００円未満	5，700円	5，600円
C３		１０，０００円以上 ４８，６００円未満	6，500円	6，400円
C４		４８，６００円以上 ５７，３００円未満	8，000円	7，800円
C５		５７，３００円以上 ６７，５００円未満	9，000円	9，000円
C６		６７，５００円以上 **７７，１０１円未満まで**	9，000円	9，000円
C６～C１７		７７，１０１円以上	ひとり親等以外の世帯のC6～C17階層と同様に算定	

【C1～C6階層（所得割が77,101円未満の世帯に限る。）】保護者と生計を一にする子（年齢上限なし）のうち、年齢の高い児童から左の金額、２人目以降は0円

※ 年齢は入所している年度の4月１日時点の年齢で決定します。年度の途中で年齢が変わって、３号認定から２号認定に切り替わっても、その年度内は３号認定の保育料のまま変わりません。

※ この表の市民税の額は、4月～8月分保育料については、世帯の前年度の市民税額の年額、9月～3月分保育料については、世帯の当年度市民税額の年額となります。（配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、市町村等に対する寄付金控除等の税額控除の適用はありません。）

＜ひとり親等世帯とは次の世帯です。＞

・ひとり親世帯

・次の在宅障がい者（児）のいる世帯（保育料の算定にあたり手帳等の写しの提出が必要となります。）
　身体障害者手帳の交付を受けた者
　精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
　療育手帳の交付を受けた者
　特別児童扶養手当の支給対象児童
　国民年金の障害基礎年金等の受給者

給食費について

給食費については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用であるため、施設を利用する保護者も、自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となりますので、主食・副食費ともに保護者のみなさまの実費負担となります。施設の設定した金額を直接施設にお支払いください。なお、同じ施設でも、居住地の自治体によって異なる場合があります。
ただし、年収約３６０万円未満の世帯の子どもおよび、第３子以降（※）の子どもについては、副食費部分の支払いが免除されます。対象者には市から通知します。

※小学校就学前の保育所等に入所している子どもで算定。

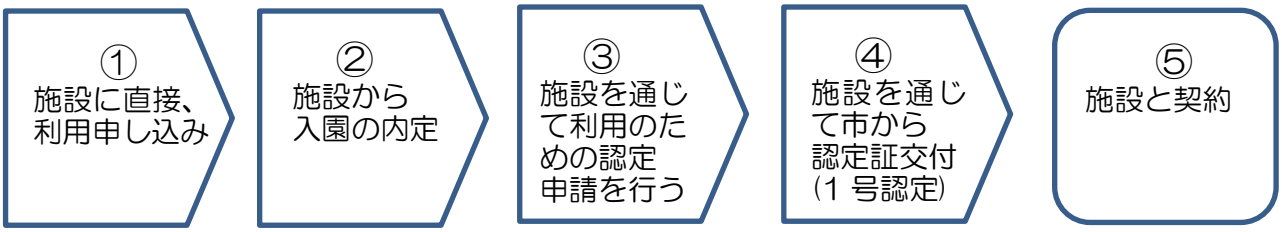
４　子どものための教育・保育給付の対象となる施設を利用する流れ

幼稚園、保育所等を利用するには、おおむね次のような流れにより手続きをしていただきます。

○ 幼稚園、認定こども園の幼稚園部分を利用希望の場合

幼稚園、認定こども園（幼稚部）を利用希望の場合は、施設に申込をしていただきます。１号認定を受けていただく必要がありますが、入所内定後に園で取りまとめて、市に申請をしますので、認定申請書は園に提出していただくことになります。認定証の交付後、最終的に園との契約となります。

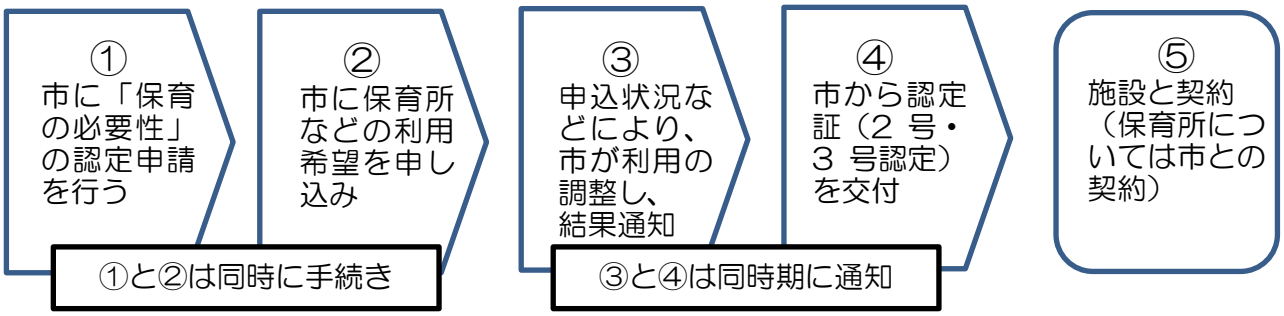
公立幼稚園では、入所申込書と同時に１号認定申請書を提出していただき、入所申し込みと認定の申請を同時に行い、手続きを簡略化しています。



預かり保育の利用や、新制度に移行せず、現行制度のまま継続する幼稚園の利用手続きについては、１０～１１ページをご覧ください。

○ 保育所や認定こども園の保育所部分、小規模保育事業を利用希望の場合

保育所や認定こども園（保育部）、地域型保育（小規模保育事業など）を利用希望の場合は、市に申込をしていただきます。認定の申請は、申込と同時に行っていただきますので、事前の手続きは必要ありません。入所選考の結果通知と同時期に認定証をお送りします。その後、施設との面談等を行って、最終的に入所が決定します。認定こども園（保育部）、地域型保育（小規模保育事業など）については、施設と直接契約、保育所は従来どおり市との契約となります



５　子育てのための施設等利用給付について

令和元年１０月から、新しく「子育てのための施設等利用給付」という、子どものための教育・保育給付の対象となる部分以外の保育サービスの利用料に対して給付を受けることのできる制度が新たに創設されます。

なお、認定は次の３区分となります。

（１）　３つの認定区分

◆１号認定

お子さんが満３歳以上で、新制度に移行していない幼稚園での教育を受けている場合

給付にあたっては、特に要件などはありません。

●[主な利用先]　幼稚園（新制度未移行園）



◆２号認定

お子さんが満３歳に達する日以後最初の３月３１日を経過した子どもで、

「**保育を必要とする事由**（表紙参照）」に該当する場合

●[主な利用先]　幼稚園・認定こども園の預かり保育、認可外保育施設等

◆３号認定

お子さんが満３歳に達する日以後最初の３月３１日までの間にある子どもで、

「**保育を必要とする事由**（表紙参照）」に該当し、**住民税非課税世帯である場合**

●[主な利用先]　幼稚園・認定こども園の預かり保育、認可外保育施設等

※次の施設に入所中の子どもは、子育てのための施設等利用給付の認定は受けられません。

①保育所
②認定こども園（保育部）
③地域型保育（小規模保育事業など）
④企業主導型保育





（2） 給付の内容

①新制度に移行していない幼稚園の基本教育課程に対する月額利用料	
対象認定区分	１号認定、２号認定、３号認定
給付上限額	月額 25,700 円（R8.10～28,000 円）まで
給付の方法 （代理受領）	保護者が受ける給付を幼稚園が代わりに受け取ります。 月額保育料が 25,700 円（R8.10～28,000 円）以下の幼稚園は毎月の支払いがなくなります。 月額保育料が 25,701 円（R8.10～28,001 円）以上の幼稚園は、超過した部分の金額を毎月幼稚園に支払います。

②幼稚園や認定こども園（幼稚部）で実施する預かり保育の利用料	
対象認定区分	２号認定、３号認定
給付上限額	２号認定は月額 11,300 円（R8.10～12,300 円）まで ３号認定は月額 16,300 円（R8.10～17,700 円）まで
給付額計算	「支給限度給付額（預かり利用日数×日額単価 450 円（R8.10～490 円）」と「施設に実際に支払った金額」を比較して低い方を給付額とする。
給付の方法 （償還払い）	施設から請求された料金を施設に支払い、市に対して給付の請求をします。

③その他サービス（認可外保育施設等）の利用料	
対象認定区分	２号認定、３号認定
給付条件	幼稚園・認定こども園（幼稚部）の入所児童が併用する場合、入所している施設が「基本の教育時間を含む平日の預かりの提供時間が８時間未満」「開所日数が年間２００日未満」のいずれかに該当していること。
給付上限額	２号認定は月額 37,000 円（R8.10～40,300 円）まで ３号認定は月額 42,000 円（R8.10～45,700 円）まで ※幼稚園・認定こども園（幼稚部）の入所児童が併用する場合、預かり保育の利用料と合わせて、２号認定は月額 11,300 円（R8.10～12,300 円）まで、３号認定は月額 16,300 円（R8.10～17,700 円）まで
給付の方法 （償還払い）	施設から請求された料金を施設に支払い、市に対して給付の請求をします。

※特別支援学校（幼稚部）の利用については個別に市にお問い合わせください。

（3）　子育てのための施設等利用給付を受けるまでの流れ

<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>入所・
利用申込</th><th>給付の
認定申請</th><th>給付の
請求申請</th></tr>
<tr><td rowspan="2">幼稚園
（新制度未移行）</td><td>基本利用料</td><td rowspan="4">施設に
直接</td><td rowspan="3">在園施設経由で市に認定申請</td><td>なし</td></tr>
<tr><td>預かり保育
その他サービス併用</td><td rowspan="3">在園施設経由で市に請求申請</td></tr>
<tr><td>幼稚園（新制度移行園）
認定こども園（幼稚部）</td><td>預かり保育
その他サービス併用</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他サービスの利用</td><td>市に直接申請</td><td>市に直接申請</td></tr>
<tr><td colspan="2">特別支援学校（幼稚部）</td><td colspan="2">※市にお問い合わせください。</td></tr>
</table>

※子育てのための施設等利用給付の２号認定・３号認定を希望する方で、現在、保育所・認定こども園（保育部）、地域型保育の入所申込中で「子どものための教育・保育給付」の２号認定・３号認定がすでにされている子どもについては、申請手続きが不要になる場合がありますので、詳細は市にお問い合わせください。

お問い合わせ先



◆小田原市　保育課　保育係
電話　0465-33-1451　　Ｅメール　hoiku@city.odawara.kanagawa.jp